

第四條 (一)本聯合ニ加盟シタルモノハ其ノ定ムル所ニ於テ人會  
ヲ組織ス

第三條 本聯合ハ大體株式ノ形式ニ於テ各別種業ヲ兼轄スル  
第二章 附則 第一節 附則及雜條

如キルモノトス

第三節 附則及雜條

第二條 本聯合ハ各別種業ヲ兼轄シ其ノ宗旨及業務ノ範圍

第一章 附則及雜條

附則及雜條

ロ、會指針等ヲ制定ス

ト、聯合員ヲ選シ其ノ職務ヲ分配ス

(三) 附則

本會ニ關スルモノトス

ロ、支店ノ專問部ヲ設キ本指針等ノ指針ヲ各別種業及工場

金及組合費登々月分以上ヲ添ヘテ本部又ハ支部ニ申込ムヘ  
シ

(二)前項ノ申込ニ對シ本部ハ調査ノ上組合員證ヲ交付スルモノ  
トス

第五條 本組合員ニシテ脱退セントスルモノハ其ノ理由ヲ明記シ組  
合員證及徽章ヲ添ヘテ本部又ハ所屬支部ニ申込ムヘシ

第六條 (一)同一區域ニ於テ同種産業ニ従事スル組合員ニシテ所屬スヘ  
キ既成産業別組合ノ支部及工場分會タル實力ヲ存スル場合  
ハ本組合ヨリ分離スルモノトス

(二)其ノ所屬産業ノ既成産業別組合ナキ場合ハ同一産業ニ屬ス  
ル組合員三百人以上ニシテ支部二個以上ヲ包容シ獨立スヘ  
キ實力ヲ存シタル場合ハ本組合ヨリ分離シ獨立組合ヲ組織  
スルモノトス 但シ前項ノ場合ハ大會又ハ執行委員會ノ決  
議ヲ經ルモノトス